

令和3年美浦村告示第57号

令和3年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年4月30日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和3年6月8日 午前10時
2. 場 所 美浦村議会議場

令和3年美浦村議会第2回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	6月8日	火	(開会) ○本会議 ・報告 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願付託
2	6月9日	水	○総務経済委員会(議案調査) ○厚生文教委員会(議案調査)
3	6月10日	木	○議案調査
4	6月11日	金	○議案調査
5	6月12日	土	○議案調査
6	6月13日	日	○議案調査
7	6月14日	月	○議案調査
8	6月15日	火	○議案調査
9	6月16日	水	○本会議 ・一般質問 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

**令和3年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和3年6月8日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(令和2年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越計算書について(令和2年度美浦村下水道事業会計)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第1号))

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第8号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について

議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命について

- 議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命について
 議案第12号 美浦村農業委員会委員の任命について
 議案第13号 美浦村農業委員会委員の任命について
 議案第14号 美浦村農業委員会委員の任命について
 議案第16号 美浦村農業委員会委員の任命について
 議案第17号 美浦村農業委員会委員の任命について
 (議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
 議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について
 (議案一括上程・提案理由の説明)
 議案第18号 美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 議案第19号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 議案第20号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第21号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第22号 財産の取得について (防災行政無線)
 議案第23号 令和3年度美浦村一般会計補正予算 (第2号)
 議案第24号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第1号)
 (請願付託)
 請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」
 を国に提出することを求める請願書
 請願第2号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の
 請願書

.....
 1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育長	富永	保君

総務部長	平野芳弘君
保健福祉部長	吉田正己君
経済建設部長	吉田公一君
教育部長	木鉛昌夫君
総務課長	青野克美君
企画財政課長	菅野眞照君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	正慶將暢
書記	木村弘子
書記	渡邊涼介

午前10時09分 開会

○議長（下村 宏君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

第2回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。飯田洋司君が都合により、遅れる旨連絡が入っております。

なお、6月議会猛暑中でございます。エコの観点等からもですね、背広等を脱いで議場に入っていただいても結構でございますので、会議中の着脱は自由にしてください。それと、熱中症予防というようなことがありますので、皆さんのほうで水等の持込みについては今回許可をしていきますので、6月中、やはり同じようにしていきたいというふうに思いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

これより、令和3年第2回美浦村議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

村長。

[村長 中島 栄君登壇]

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和3年第2回美浦村議会定例会に御参集、大変御苦勞さまでございます。

議員各位におかれましては、村政の発展と地域の活性化に尽力されておりますことに、心より感謝申し上げます。

関東地方の梅雨入りはまだ発表されておりませんが、予報によりますと、6月、来週ですね、18日ごろとの情報もあります。稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村が輪番で行う、霞ヶ浦地区水防訓練は、今年は稲敷市が当番で6月19日に行う予定でありましたが、昨年同様コロナ感染防止のため、中止との連絡がありました。

議員各位には、コロナ禍の自粛生活で活動も制限される中、季節の変わり目に寒暖差もあり、体調には十分留意され、御活躍いただきますようお願いいたします。

コロナの感染拡大は、今年に入っても沈静化せず、10都道府県は6月20日まで緊急事態が再延長されました。美浦村においても、6月3日から16日まで感染拡大市町村に指定されました。都市部の飲食店などは断続的な休業や時短要請に、営業の継続さえ危ぶまれているとの報道がされております。頼みの綱は、高齢者のワクチン接種を早めるために、ワクチンの供給を迅速に、続いて、一般の接種についても、国、県の対応次第で早めることは可能であると思っております。美浦村でも担当課の職員が一丸となって、接種する村内医療機関と調整を進めております。その中で、美浦中央病院が明日9日より1日当たり30人の追加接種をしていただけることになりました。8月末までの接種が幾分早められるかと思っております。予約の受け付けにつきましては、村民より苦情が寄せられましたが、時期がずれても接種は受けられますので、御容赦願えればと思っております。国民の多数（海外では50%以上）が接種できれば、マスクのない日常になるとのニュースが見られるように、日本でも早めの接種を願っております。

昨年を振り返ってみますと、昨年の第2回定例会では、国からの定額給付金や村独自の支援給付などを実施いたしました。しかし、1年以上過ぎてもコロナによる感染の勢いは収まらず、徐々に生活に困窮する世帯が多くなっているとの報道が多くなってきております。国の目線である国会議員は、地方自治体がワクチン接種に、いかに苦慮しているかを知っていただければ、できるものと無理なものを理解していただけるのではないかと思っております。国目線から見て、地方を動かすのではなく、地方の現状を見て提言し、国を動かすことが議員としての職責ではないかと思っております。

今定例会に提出する案件は、報告第1号で、繰越明許費繰越計算書について（令和2年度美浦村一般会計）が1件、報告第2号で、繰越計算書について（令和2年度美浦村下水道事業会計）が1件、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））が1件、議案第2号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第3号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）が1件、議案第4号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第5号で、専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第6号で、専決処分の承認を求めることについて(美浦村指定地域密着型介護予防のサービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)が1件、議案第7号で、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第1号))が1件、議案第8号で、美浦村政治倫理審査会委員の選任についてが1件、議案第9号から議案第17号までは、美浦村農業委員会委員の任命についてが9件、議案第18号で、美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例が1件、議案第19号で、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第20号で、美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第21号で、美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第22号で、財産の取得について(防災行政無線)が1件、議案第23号で、令和3年度美浦村一般会計補正予算(第2号)が1件、議案第24号で、令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算(第1号)が1件の24案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長(下村 宏君) 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長(下村 宏君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

6番議員 塚 本 光 司 君

7番議員 岡 沢 清 君

9番議員 山 崎 幸 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から30日までの23日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から30日までの23日間と決定をいたしました。

ここで私より、ただいま決定をいたしました会期の理由等について申し上げます。

今会期中に議員が新型コロナウイルスに感染した場合、また、濃厚接触者等で自宅待機等になったとき、これらが最終日と重なる場合には、会期延長の決定をとるため

の会議を開くことができない恐れがあるため、会期延長の措置ができず、村長から提出された議案が廃案となってしまうことが考えられます。それらを避けるために、便宜上、当初の予定の最終日から約2週間延ばした30日としておいて、6月16日に質疑、討論、採決までの全ての議事が終わったときには、本職から会期を短縮する発議をさせていただきます、6月16日に閉会する意図・目的のものでございます。

この予定で進行できるよう、議員初め議会出席者は、少しでも体調が悪いときは無理な出席はしないよう、いつも以上に高い健康意識、感染拡大防止の意識を持って望まれることを重ねてお願いを申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度美浦村一般会計）及び日程第4 報告第2号 繰越計算書について（令和2年度美浦村下水道事業会計）の報告を求めます。

村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号及び報告第2号について、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度美浦村一般会計）につきまして御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

本年第1回美浦村議会定例会において、令和2年度美浦村一般会計補正予算により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。

次の5ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、衛生費の保健衛生費では、新型コロナワクチン接種事業費として、設定額130万7,000円と同額を繰り越ししております。この財源につきましては、国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が財源となっております。

次の衛生費の清掃費では、江戸崎地方衛生土木組合負担金として設定額2億4,300万2,000円と同額を繰り越ししております。この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

次の消防費の消防費では、新型コロナ対応避難所対策事業として、設定額356万4,000円と同額を繰り越ししております。この財源につきましては、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっております。

最後に、教育費の小学校費では、木原小学校保健特別対策事業として、設定額77万円と同額、大谷小学校保健特別対策事業として、設定額111万円と同額、安中小学校保健特別対策事業として、設定額48万円と同額、同じく、中学校費では、美浦中学校保

健特別対策事業として、設定額80万円のうち78万4,000円をそれぞれ繰り越ししております。この4事業の財源につきましては、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっております。

続きまして、報告第2号 繰越計算書について（令和2年度美浦村下水道事業会計）につきまして御説明申し上げます。

6ページから7ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出の建設改良費の管渠建設改良費としまして、1億1,490万円を繰り越ししております。

財源につきましては、企業債5,740万円、国庫補助金5,745万円、損益勘定留保資金で5万円でございます。また、建設改良費の処理場建設改良費としまして、8,200万円を繰り越ししております。

財源につきましては、企業債3,690万円、国庫補助金4,510万円でございます。

以上、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度美浦村一般会計）及び報告第2号 繰越計算書について（令和2年度美浦村下水道事業会計）につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和2年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

○議長（下村 宏君） 次に、日程第4 報告第2号 繰越計算書について（令和2年度美浦村下水道事業会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わりにいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））から、日程第11 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第1号））までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第7号まで、一括して御説明申し上げます。

当該議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、御承認をお願いするものでございます。

初めに、議案第1号――

○議長（下村 宏君） ただいま飯田議員が出席となりました。

進めてください。

○村長（中島 栄君） 初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））につきまして御説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込額が増えたことにより、保険料と同額を納付する歳出、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の不足額を補正するものでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ203万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を1億7,150万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出予算から御説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金は、納付された保険料を広域連合へ納付する仕組みとなっており、歳入、保険料で補正する額と同額の203万4,000円を計上しております。

14ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について御説明申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料、普通徴収保険料のそれぞれについて収入額を見込み、特別徴収保険料で143万2,000円、普通徴収保険料で60万2,000円を計上しております。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、美浦村税条例の一部を改正するものであります。

17ページから24ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるとしたものであります。

当該条例の主な改正内容でございますが、固定資産税では、令和3年度から令和5年度までの間、固定資産税の土地の減額制度を継続し、軽自動車税の環境性能割では臨時的軽減の延長を行い、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の見直し等を行っております。

続きまして、議案第3号から議案第6号までの専決処分の承認を求めることにつきましては、改正の内容が同様のため、一括して御説明させていただきます。

25ページから78ページになります。

これら四つの議案につきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）」の施行に伴い、美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、ほか三つの条例について改正するものです。

主な改正の内容でございますが、感染症・災害への対策強化、認知症介護基礎研修受講の義務付け、ハラスメント対策の義務付け、サービス担当者会議等のテレビ電話等の活用、諸記録の保存等電磁的記録化、高齢者虐待防止の取組として、委員会・研修の開催義務付け等の基準の見直しに対応するよう関係条文を整備するものです。

続きまして、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

79ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。

令和2年度に交付決定され、令和3年度に繰り越しを行った新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、様々な対応策を実施するものです。

80ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,565万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を58億5,665万5,000円とするものでございます。

それでは補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

86ページをお開きいただきたいと思います。

議会費について申し上げます。

議会費の議会費では、新型コロナ対応議場内感染対策事業として、総額228万3,000

円を計上いたしております。

続いて、総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、新型コロナ対応システム改修事業として、総額407万円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、新型コロナ対応貧困対策事業として、2万6,000円を計上いたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、新型コロナワクチン接種事業費として、総額667万9,000円を計上いたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

87ページをお開きいただきたいと思います。

消防費の災害対策費では、新型コロナ対応防災行政無線改良事業として、総額4,259万4,000円を計上いたしております。

なお、御説明申し上げた事業の財源としまして、国庫支出金を充当しております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げました。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、85ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、4,897万3,000円の増額、次の衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、667万9,000円の増額補正をいたしております。

以上、議案第1号から議案第7号までの専決処分の承認を求めることについて、一括して御説明申し上げました。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第1号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第8号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてから、日程第20 議案第17号 美浦村農業委員会委員の任命についての9議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第8号から議案第14号及び議案第16号、議案第17号について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第8号 美浦村政治倫理審査会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

95ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、美浦村政治倫理審査会委員が令和3年6月30日をもって任期満了となることに伴い、委員7名のうち、古渡和夫氏、増尾重治氏、木村威夫氏、小野木宏氏及び宮本茂男氏の5名の方が退任し、新たに、堀越文恵氏、武田すみ江氏、浅尾八十氏、野路輝雄氏、市川博貞氏の5名を任命、また、川又俊宏氏、中澤眞一氏の2名を再度、任命することについて、美浦村政治倫理審査会条例第5条の第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

いずれの方々につきましても、人格、識見豊かな方として政治倫理審査会委員に選任いたしたく、御同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

なお、個々の経歴につきましては別紙資料を御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第9号から議案第14号及び議案第16号、議案第17号について御説明申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日に施行されたことにより、農業委員は村長が議会の同意を得て任命することとなっているため、現在の農業委員の任期が令和3年7月28日まででありますことから、農業委員9名の任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案第9号から御説明申し上げます。

96ページをお開きいただきたいと思います。

松本博志氏につきましては、土屋に在住の認定農業者で、美浦村認定農業者の会の推薦により応募された方となります。平成30年より現在まで美浦村農業委員を1期3年務めております。

次に、議案第10号について御説明申し上げます。

97ページをお開きいただきたいと思います。

坪井文男氏につきましては、木原に在住の認定農業者で、美浦村認定農業者の会の推薦により応募された方となります。平成27年より現在まで美浦村農業委員を2期6年務めております。

次に、議案第11号について御説明申し上げます。

98ページをお開きいただきたいと思います。

大津英幸氏につきましては、大山に在住の認定農業者で、美浦村認定農業者の会の

推薦により応募された方となります。平成30年より現在まで美浦村農業委員を1期3年務めております。

次に、議案第12号について御説明申し上げます。

99ページをお開きいただきたいと思います。

本橋 透氏につきましては、本橋に在住の認定農業者で、美浦村認定農業者の会の推薦により応募された方となります。平成30年より現在まで美浦村農業委員を1期3年務めております。

次に、議案第13号について御説明申し上げます。

100ページをお開きいただきたいと思います。

石嶋敏明氏につきましては、興津に在住の認定農業者で、美浦村認定農業者の会の推薦により応募された方となります。平成30年より現在まで美浦村農業委員を1期3年務めております。

次に、議案第14号について御説明申し上げます。

101ページをお開きいただきたいと思います。

石井美晴氏につきましては、大須賀津在住の方で、水郷つくば農業協同組合美浦地区本部からの推薦により応募された方となります。新たに任命する方となります。

次に、議案第16号について御説明申し上げます。

103ページをお開きいただきたいと思います。

武田貞巳氏につきましては、牛込に在住の方で、自薦により応募された方となります。平成21年より平成24年まで、及び平成30年より現在まで美浦村農業委員を2期6年務めております。

次に、議案第17号について御説明申し上げます。

104ページをお開きいただきたいと思います。

石川 修氏につきましては、木原に在住の方で、自薦により応募された方となります。平成30年より現在まで美浦村農業委員を1期3年務めております。

なお、個別の経歴等につきましては、別紙資料を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、議案第8号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてから、議案第14号及び議案第16号、議案第17号 美浦村農業委員会委員の任命についてまで、一括して御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第8号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第12号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第13号 美浦村農業委員会委員の任命につい

での質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第14号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第19 議案第16号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第17号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、都合により、副議長に議事の進行をお願いをいたしますので、本席を副議長と交代をいたします。

よろしく申し上げます。

〔副議長 小泉嘉忠君着席〕

○副議長（小泉嘉忠君） それでは、暫時の間、議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

○副議長（小泉嘉忠君） 日程第21 議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる下村 宏君の退場を求めます。

〔1番 下村 宏君退場〕

○副議長（小泉嘉忠君） 提案理由の説明を求めます。
村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

102ページをお開きいただきたいと思います。

下村 宏氏につきましては、土浦に在住の方で、稲敷農業協同組合からの推薦により応募された方となります。平成19年から平成24年まで、及び平成27年から現在まで美浦村農業委員を務めております。

なお、経歴等につきましては、別紙資料を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（小泉嘉忠君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉嘉忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉嘉忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、下村 宏君の除斥を解き、入場を許します。

〔1番 下村 宏君入場〕

○副議長（小泉嘉忠君） ここで、議長の職務を終わります。御協力ありがとうございました。

本席を議長と交代いたします。

〔議長 下村 宏君着席〕

○議長（下村 宏君） それでは、会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

11時20分に再開をいたします。御協力よろしくお願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第18号 美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、日程第28 議案第24号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第18号から議案第24号について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

105ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴う規程の整備及び審査の申出の手続等における書面への押印及び署名を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第19号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

106ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免について、国の財政支援が令和3年度課税分も対象となり、申請の期限が令和4年3月31日までとされたことから、本村でも引き続き減免を行うこととし、条文を追加するものであります。

続きまして、議案第20号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

107ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、法律改正による新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。新型コロナウイルス感染症の定義につきましては、本年3月の第1回定例会で改正をしたところですが、法改正により明確に位置づけられたため、条例の該当条文を改正するものです。

続きまして、議案第21号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

108ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における介護保険料の減免について、規定の一部を改正するものです。減免について国の財政支援の対象期間が延長されており、本村でも減免を行うため、対象期間を令和4年3月31日までの納期限の保険料までと1年間延長するものと、新型コロナウイルス

ス感染症の定義について、議案第20号の美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例と同様に改めるものでございます。また、国の基準の表記に合わせて文言についても改正しております。

続きまして、議案第22号 財産の取得について御説明申し上げます。

110ページをお開きいただきたいと思います。

本議案の事業概要でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染動向やワクチン接種状況等を、住民の方々へ伝達することの重要性が高まる中、放送が聞こえづらいエリア2カ所に防災無線の増設を行う事業で、使用する物品の買入れを行うものでございます。なお、予定価格が700万円を超える財産の買入れであるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。

まず、1の契約の目的は、R03国保新型コロナ対応災害に強い屋外防災行政無線システム改良事業に関わる物品購入でございます。

次に、2の契約方法につきましては、随意契約となっております。

続きまして、3の契約の金額でございますが、税込み1,978万5,700円で、このうち消費税及び地方消費税の額は179万8,700円でございます。

続いて、4の契約の相手方でございますが、東京都千代田区のKDDI株式会社官公庁営業部となります。

次に、5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた日の翌日から令和4年3月31日までとし、6の予算の支出科目につきましては、一般会計、8款 消防費、1項 消防費となっております。

続きまして、議案第23号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

111ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ6,176万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ59億1,841万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和3年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかつたもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になつたものにつきまして計上いたしております。

次に、第2条の継続費の設定では、美浦村統合小学校建設に係る基本設計及び実施設計業務を一括契約するため、令和3年度から令和4年度にかけて継続費の設定をお願いしております。

次に、第3条の債務負担行為では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の設定をお願いしております。

なお、第2条の継続費及び第3条の債務負担行為については、114ページの第2表及び第3表のとおりとなります。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

119ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、庁舎管理費でPCB廃棄物の収集運搬処分業務の委託料として194万4,000円、管財事務費でESP業務サービスの利用料等として総額137万5,000円の計上をいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

次のページ、120ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の児童福祉総務費では、ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付費で1,125万円、ひとり親世帯以外の臨時特別給付金給付事務費で総額300万円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額県補助金となっております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、新型コロナ感染防止対策事業のウイルス検査の委託料及び令和2年度疾病対策事業費補助金の返還金として、総額413万7,000円の計上をいたしております。

次の新型コロナワクチン接種事業費につきましては、新型コロナ感染症のワクチン接種業務に携わる会計年度任用職員及びコールセンターの人員を増やすため、総額334万8,000円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、返還金を除き、全額国庫補助となっております。

続いて、消防費について申し上げます。

121ページをお開きいただきたいと思います。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、令和2年度自治消防団員退職者11名分の退職報奨金408万5,000円の増額補正をお願いしております。長年にわたり地域の消防防災活動に御尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校建設事業費で、統合小学校の基本設計業務の委託料として、総額3,163万円の計上をいたしております。

なお、基本設計業務の委託料の財源につきましては、学校施設建設基金繰入金からの充当となっております。

ここまで、主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

117ページに戻っていただければと思います。

初めに、地方交付税について申し上げます。

地方交付税の地方交付税では、江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理施設整備事業の分担金が震災復興特別交付税の交付対象事業となるため、4,110万円の増額補正をいたしております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、総額201万9,000円の増額補正をいたしております。

次の衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、334万8,000円の増額補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の民生費県補助金では、ひとり親世帯以外の臨時特別給付金補助金で1,125万円、その事務費補助金で300万円、総額1,425万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、427万6,000円の増額補正をいたしております。

次の学校施設建設基金繰入金で、歳出予算の中で御説明いたしました統合小学校の基本設計業務の財源として、3,157万円の計上をいたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、歳出予算の中で御説明いたしました退職消防団員に対する報償金の財源として、408万5,000円の増額補正をいたしております。

最後に、村債について申し上げます。

118ページをお開きいただきたいと思います。

村債の衛生費では、江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業について、震災復興特別交付税の対象となるため、3,890万円の減額補正をいたしております。

続きまして、議案第24号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

130ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の事業費用で2,508万円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

133ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして御説明申し上げます。

事業費用、営業費用、処理場費の公共下水道分の修繕費としまして、2,508万円の増

額をお願いしております。こちらは、美浦水処理センター内で機能低下により、緊急で修繕が必要な機器についての修繕費でございます。

以上、議案第18号 美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、議案第24号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）について、一括して御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には続いての提案理由の説明、大変お疲れさまでした。

5月31日までに受け付けをいたしました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付をいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

皆さんお疲れ様でした。

なお、この後13時、午後1時から全員協議会を開催しますので、大会議室への御参集よろしく願いをいたします。

以上です。

午前11時38分 散会

**令和3年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和3年6月16日 開議

一般質問

山崎 幸子 議員

松村 広志 議員

林 昌子 議員

議案

(質疑・討論・採決)

議案第18号 美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第19号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第20号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第21号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第22号 財産の取得について(防災行政無線)

議案第23号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議案第24号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算(第1号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」
を国に提出することを求める請願書

請願第2号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の
請願書

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	富 永	保 君
総 務 部	長	平 野	芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田	正 己 君
経 済 建 設 部	長	吉 田	公 一 君
教 育 部	長	木 鉛	昌 夫 君
総 務 課	長	青 野	克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野	眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

なお、初日にも申し上げましたけれども、上着は脱いでも結構ですし、また、水のほうの持込みも結構ですので、エコの観点からお願いをしたいというふうに思います。

執行部の皆さんも、よろしく願いをいたします。

ただいまから、令和3年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

[9番 山崎幸子君登壇]

○9番（山崎幸子君） はい、おはようございます。9番議員、山崎でございます。通告に従い質問いたします。

学校の「顔」の一つとも言える制服。男子の学ランや女子のセーラー服が代表的ですが、男女異なるものを着るのが当たり前とされてきた学校の制服で、苦しんでいる子供がいます。LGBTなどの性的少数者の中には、自認する性とは異なる制服を着用できず、教室で孤立したり不登校になったりした経験を持つ人が少なくない。

最近、LGBTへの配慮を含め、性別に関係なく制服を自由に選べる自治体や学校が増えています。東京都中野区と世田谷区は、2019年4月から全区立中学校で自由に選択できるようにしました。世田谷区は、カタログに「男子用」「女子用」と記載しないようにしたとのこと。中野区のサッカーの大好きな当時小学6年生の女の子が「スカートをはきたくない」と御両親に相談し、「無理やりスカートをはかせる時代ではない」と、御両親が中学校に相談し、スラックス着用の許可を得ました。その小学生は、さらにクラスメートの女子にアンケートを行い、ズボンがいいと答えた子が6人、スカートは3人、両方は5人という結果になり、区長に自由化を要望したことがきっかけだったそうです。中野区の酒井区長は「多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現を目指す」と話しています。

LGBTの当事者からも、「LGBTへの配慮だけで制服変更を認めるのはカミングアウトを強いることにもなるので、誰でも自由に選べる制服がよい」と言っています。

北九州市の教育委員会では、動きやすさ、防寒対策等の課題に対応するため、抽出した公立中学校7校の1・2年生の生徒と、1年生の保護者を対象に平成30年12月にアンケートを実施し、女子のスラックス導入だけでなく、今まで各校で着ていた詰襟・ブレザー・セーラーはそのままに、全市共通の標準服の導入に向けた具体的な検討を行い、令和2年度からは、現行の制服か標準服か好きなほうを選ぶことができるようになったとのことです。サンプルを試着した生徒からは、「動きやすい」「掃除のときにスカートの裾を気にしなくて済む」との感想が多かったとのこと。

そこで質問です。本村中学校では、制服の着用に関し、校則はどのようになっているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

美浦中学校の制服の着用に関する校則についてお尋ねをいただきました。

最初に、「校則」とは文部科学省の生徒指導提要において、「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律」として定められており、中学校や高校では「校則」や「生徒心得」などと言われ、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校におい

て定められております。

美浦中学校では、「生徒心得2021」として、生徒たちが生徒会を中心に、よりよい学校生活を送るために、「現在の社会の状況に照らし合わせて適切かどうか」、「自分たちのこととして捉えて」、「検討すべきところは検討し」、「改正すべきところは改正する」、「そして全体で守っていくもの」として定めております。

その生徒心得の中で、「美浦中学校服装規定」としまして、制服以外にも頭髪やカバン等、服装全般について定めてございます。この服装規定につきましては、平成30年4月に一部を改正しておりますが、その際に「服装は人間の心の現れです。心の乱れは服装に現れます。中学生らしい服装を保つために、次の規定をよく守り、心の乱れを防ぎましょう。」と全校生徒で確認をされたようでございます。

議員御質問の、美浦中学校の制服の着用に関する規定についてでございますが、男子につきましては、上着は黒の詰襟標準学生服、学校指定の名札・ボタンを付け、ボタンをきちんとしめて着用する。夏は白のワイシャツ、長袖の袖口はきちんとまくるかボタンで留める。ワイシャツは色・柄のないものとする。ズボンは黒の標準学生ズボンとする。ベルトは華美でないものを身に着けるとされております。

女子につきましては、本校指定の制服を着用する。学校指定の名札・リボンを必ず着ける。夏は白のブラウスとし、袖口はきちんとまくるかボタンを留める。ブラウスは色・柄のないものとする。スカートは本校指定のものを着用し、裾丈は膝が隠れる程度とすると規定されております。

なお、昨年度から新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、制服では、頻繁に洗濯ができないことから、ジャージでの登校、そして学校生活でも認めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

〔9番 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 生徒が特別な事情があつて、どうしても規定の制服を着ることが難しいという場合には、どのように対応をされるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、美浦中学校の現状でございますが、制服を着ることが難しいという相談を受けている生徒はございません。また、数年前には女子生徒で1名、スカートをはくことに抵抗がある生徒がおり、相談の結果、儀式以外のときにはジャージで過ごすことを認めた例があるということでございます。

特別な事情がある生徒の対応につきまして、教育委員会といたしましては、そのような事例が発生したときには、学校に対しまして、「明確にその理由を理解しているか」、「規定どおりの制服を着用しない場合には、どのような問題の発生が予想され

るか」、「その問題にどのように対応するのか」など、検討しなければならないことが多々あること、そして、それらを、生徒本人はもちろんのこと、本人を取り巻く保護者や教職員、友人なども一緒に考えることが重要であること、仮に、それらをしない場合には、問題が事件に発展することもあり得ることを想定すること、そして、正当な理由が認められるときには、生徒や保護者の気持ちなどを尊重しながら対応していくことなどを指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

〔9番 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 周りの人に知られることが本人にとって苦痛であり、耐えられないという場合、その子一人だけ違う制服になったら、周りからは特別な目で見られてしまい、それも本人にとってはつらいことになってしまいます。そのため、その子だけではなく、生徒全員が自由に選べるような制服が理想だと思います。

制服の選択肢を増やし、生徒の自主性を尊重しながら、生徒自らが参加し考えることも教育のひとつとして捉え、生徒や保護者らにアンケート調査をするなど、制服のあり方を改めて考える場を設けるお考えはないでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

〔教育長 富永 保君登壇〕

○教育長（富永 保君） 山崎議員の制服のあり方を考える、改めて考える場を設ける考えはないか、という御質問にお答えいたします。

議員が述べられたように、生徒の自主性を尊重しながら、生徒自ら参加し考えることも教育のひとつではないか、これについては私も同感であります。

美浦中においては、毎年、生徒総会が開催されておりますが、その目的は、生徒会規約に「会員の自主的精神に基づく自治活動によって学校生活の改善を図るとともに、公民としての生活態度を会得することを目的とする。」と記載されております。

そして、その目的を達成するために、「全校の生徒の生活の改善や福祉を目指す活動」、「会員相互の理解と協同心を深めるための活動」などの活動を行っているようでございます。

このように、美浦中におきましては、生徒会が中心になって、よりよい学校生活になるよう努めております。

実際に、制服のあり方について、生徒会総会で話し合い、生徒心得を改正した例を申し上げますと、昨年度は、保護者の負担を軽減し、また、個人情報保護の観点から、縫い付けでありました名札を、取り外しができるクリップ式に変更しております。平成30年度には、女子の髪留めの色を「黒か紺」に統一、男子では変形ズボンを着用してくる生徒がいないため、「変形ズボン禁止」という部分を削除、また、着用してよいセーターの色から「茶・白」を削除するなど、生徒と教職員の共通理解のもとに改

正されました。地道な改善であります。生徒の自主性を尊重しながら、生徒自ら参加し、考え、生徒たちと教職員が協同しての改善であることを評価しております。

このように、美浦中学校では、生徒が自ら参加し、考える体制はできていると考えますので、今後は生徒会などの話し合いの場で、性同一性障害の子供に対する配慮などについて議題にすることを教職員から投げかけ、話し合うことにより、特別な配慮が必要な生徒を思いやることを学べるとともに、制服のあり方について改めて考える場にしていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

〔9番 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 文部科学省は2015年4月30日、同性愛や性同一性障害などを含むLGBTの子供について、配慮を求める通知を全国の国公私立の小中高校などに出した。

通知では、子供が相談しやすくするために、教員が性的少数者についての心ない言動を慎むことや、子供の服装や髪型について否定したり、からかったりしないよう明記した。また、校則は原則として児童生徒の事情に応じた対応をすべきとして、複数の教員や教育委員会、医療機関と連携して対応するよう求め、サポートチームの設置などを推奨した、とのことですが、本村の教育委員会としては、どのような対応をしているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

〔教育長 富永 保君登壇〕

○教育長（富永 保君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

文部科学省から平成27年4月30日付けで発出されました「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という通知でございますが、これにつきましては、教育委員会から各学校に通知したところでございます。

教育委員会では、「令和3年度美浦村学校教育指導方針」を定めており、学校教育の充実を図る六つの柱の中の、「豊かな心を育む教育の推進」のねらいとしまして、「孤にならない・孤にしない・孤をつくらない」ことで学級経営の充実を図ることとしております。

まさに、「孤にならない・孤にしない・孤をつくらない」ためにも、性同一性障害に係る児童生徒への支援については、最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であることや、児童生徒が自身の性同一性障害を可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどにも留意しつつも、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報を共有しチームで対応することは欠かせないことであることから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明し、相談し、理解を得つつ対応を進めることが必要だと考えております。

性同一性障害に係る児童生徒に対する対応について、今回の質問を契機に、改めて学校に指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

〔9番 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 子供たちが、制服等を含めた校則や生徒会規律を自分のことだけではなく、心に悩みを抱えている人たちのことも考えて、自分たちで考えて変えていけるような人間に育ってほしいと願い、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、幼稚園給食のアンケートについてお伺いいたします。

昨年、幼稚園の保護者に給食とお弁当の回数についてアンケートを行い、その結果に基づいて、給食を週3回、お弁当を週2回とし、6月・7月・9月は夏季の食の安全を考慮し、週5日間の完全給食としました。

その際、給食の回数に関するアンケートを毎年行っていくとのことでしたが、本年度はアンケートを行ったのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

本年度、これまで美浦幼稚園の給食の回数に関するアンケートは行っておりません。

現在、美浦幼稚園では、月曜日と火曜日は弁当、水・木・金曜が給食となっており、6月・7月と夏休み明けの9月は週5日間、給食となっております。

令和2年第1回定例会の質問の際に、「毎年アンケートを実施する」とお答えをいたしました。昨年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月23日から6月7日まで幼稚園を休園とするなど、様々な新型コロナウイルス感染症の対策をしながらの幼稚園運営でありましたことから、9月の園児募集の案内までに、給食に関するアンケートは行えませんでした。そのため、給食につきましては、今年度は令和元年度と同様に園児募集をしたところでございます。

今後は、来年度の園児募集に間に合うように、速やかに給食に関するアンケートを行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

〔9番 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 本年度のアンケートはまだ行っていないが、速やかに給食に関するアンケートを行い、来年度の園児募集に間に合わせる、とのことでした。幼児教育・保育の無償化により、保護者サイドで子供の預け先を総合的に選ぶ時代となった現在、幼稚園として保護者の意向やニーズを的確に把握し、その結果を教育に反映

させることはとても重要であると考えます。幼稚園の健全運営のためにも、給食に関することに限らず、アンケートによって保護者の意見を伺うことは、大変重要なことと考えます。美浦村の子供たちには、できるだけ美浦村の幼稚園に通ってもらいたいと考えておりますので、これからも、さらに魅力的な幼稚園とするために努めていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。よろしく願いいたします。

国内でも、本格的なワクチン接種が始まり、長く暗いトンネルの先に光明が見え始めてまいりました。

これまで亡くなられた方々に対し、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。そして、災禍に苦しまれる方々に、深くお見舞いを申し上げます。さらに、ワクチン接種の対応に御尽力いただく医療関係者を初め、役場職員並びに日々奮闘される全ての方々に対し、心より御礼と感謝を申し上げます。同時に、一刻も早い終息を願うばかりであります。

「誰もが幸せに暮らせる世の中」これは、「論語と算盤」やNHK大河ドラマで注目される渋沢栄一の理念でありました。彼が理想とした「弱者にも寄り添った社会づくり」は、まさに国連を中心に世界が挑む「誰も置き去りにしない」との崇高な理念のまま取り組むSDGsの運動に通じるものと考えます。そして今、経済の再生に向けた機運の中で、「『何のための』経済か。庶民が、母と子が幸福に暮らしていける経済か否か。これが肝要である。」との教育者の箴言が熱く迫ってまいります。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

ヤングケアラーの支援について伺います。

ヤングケアラーとは、日本ケアラー連盟によると、「大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」と定義しております。

先の厚労省と文科省による初の実態調査では、公立中学生2年生の5.7%（約17人に1人）、公立の全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）が家族の世話をしながら学校に通っていることが明らかとなった。さらに、世話をする頻度では、「ほぼ毎日」が中2で45.1%、高2で47.6%に上る。また、中2・高2ともに、平日は1日平均で4時間以上を世話に費やしており、約1割は「7時間以上」と回答。これは、想像以上に過酷な環境と思われる。

日々のケアが重い責任や負担となり、子供たちの教育や生活に大きな影響を与えている。調査結果にある、「今の状態はしんどい」との生徒の声は悲痛であります。さらに深刻なのは、4割近くが自らをヤングケアラーだと自覚できていないこと。これは、ひとり親世帯のため本人が世話を当たり前とっていたり、過度な負担を強いていることに親が気付いていない、などの要因が指摘されている。ヤングケアラーの問題がこれまで表面化しなかったのも、一つにはこうした背景があるとされている。今年5月、国の専門プロジェクトチームから、取り組むべき施策が示されました。その一つが、早期発見と把握であります。

本村の現状について伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長 吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーは、今、お話にもございましたとおり、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」と定義されております。

ヤングケアラーという言葉はイギリスで使われ始めたということですが、日本においては、まだヤングケアラーという言葉も十分に認識されていない現状にあります。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、自らの育ちや教育に影響を及ぼしているヤングケアラーを早期に発見し、子供らしく生きる権利を回復し、子供が自身の持つ能力を最大限発揮できるよう、必要な支援につながる取組が求められております。

本村における状況をまとめてみますと、生活困窮相談や家族の障害の相談、学校生活における不登校の相談から、ヤングケアラーの実態や要素が見え、発見のきっかけとなっております。福祉や子育て支援、教育等の関係部署で相談を受ける際や、各種福祉サービス等の支援を行う際に、その世帯の状況を聞き取り、ヤングケアラーの存在とその状態について把握するよう努めております。

具体的な事案としましては、生活困窮の問題を抱えている家庭、障害を持っている家族がいる家庭、ネグレクト傾向がある家庭、外国人家庭など、それぞれ家庭の状況に違いがありますが、親が子供に頼り過ぎていることにより、子供自身の生活全般が乱れてしまうおそれのある家庭等があげられます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） 続けて、支援策の推進について伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

[保健福祉部長 吉田正己君登壇]

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本村の現状においては、経済的問題や保護者の障害、外国人の言葉の壁などが要因としてあり、関わりのある部署としましては、福祉介護課、社会福祉協議会、健康増進課、保育所、幼稚園、学校等があります。それぞれの部署でヤングケアラーの認識を深め、連携し、支援していくことで、子供に課せられている負担を軽減し、子供本来の生活につなげていくことが大切ではないかと考えます。一人一人置かれている状況が違い、抱えている問題も違います。丁寧に取り組み、子供や家庭、地域を巻き込み解決していくことが重要であると思います。

ケアされる家族が、障害や高齢といった福祉に係る支援の対象者である場合は、適切な福祉サービスの提供などを検討し実施していくことで、家庭での日常生活の不安、不便を解消し、家族の手間を減らす、家庭での子供の負担を軽くする支援を進めていきたいと思えます。また、子供たちが置かれている生活実態を把握することが支援の始まりでありますことから、学校や警察、児童相談所等、多くの関係機関で組織される要保護児童対策地域協議会の機能を活用して、社会全体がこの問題を認識し、ヤングケアラーの存在が見逃されることのないよう見守ることが、大切なことであると考えております。

ただし、家族の状況を知られることを望まない場合もありますことから、子供の気持ちに寄り添いながら、支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、関係機関で一層連携して取り組んでいきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

[4番 松村広志君登壇]

○4番（松村広志君） 調査報告書によれば、学校におけるヤングケアラーの認知度については、「言葉を知らない」及び「言葉を聞いたことがあるが、具体的には知らない」を合わせると約4割を占めるほか、中高生の8割以上が、ヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答している。

社会的認知度の向上に向け、本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

[保健福祉部長 吉田正己君登壇]

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

「厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ」におきましても、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気付くことができないとされております。

ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、子供自身の認知度の向上、周囲の大人の理解を深めることが重要と考えます。

今後は、学校と連携し、中学生を対象にヤングケアラー概念を学ぶリーフレットを配布するなど、中学生の認知度の向上に努めるほか、支援する側におきましても、ヤングケアラーへの支援の必要性に関する研修を行うなど、認知度を上げていきたいと思っております。福祉や教育分野等の関係者の方々にヤングケアラーに関する認識を深めていただき、早期発見に協力いただくなど、周囲の関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーの状況の把握に努め、必要な支援につなげていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） 全国調査・検討委員会座長の立正大学の森田教授は、「気が大切」と指摘。「あの子は、平日の昼間になぜ家にいるんだろう」という関心や「父親が病気で大変らしい」という情報などから気をかけ、見守ってもらいたい。そして、ケアを担う子供が助けを求めているときには、気持ちを聞き、寄り添い、「君は一人ではないよ」と味方になってほしい、と。どこまでも、子供の側に立つ私たちがでありたい。

国は、来年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の5割を目指すとしている。本村においては、これを機に先んじた取り組みを強く要望し、この質問を終わります。

次に、「誰も置き去りにしない社会」SDGsの取り組み、特にESD（持続可能な開発のための教育）について伺います。

これまでも、定例議会において、ESDの質問はさせていただきました。

世界は今、SDGs並びにESD達成に向け、取り組みが大きく加速しております。

身近には、鹿嶋市教育委員会が市内の小中学校計19校を対象に、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向け、取り組みを発表。本年度より、市廃棄物対策課と連携した「市環境教育連携事業」を開始、SDGsを掲げる17の目標に対し、「豊かな自然環境を守り継ぐため、自分だったらどう行動するか」、「自分の問題として考えて」と、自分ごととしての取り組みを推進しております。

さて、自然災害などを考える上で、特に、水害を懸念する時期となりました。

昨年6月の定例議会において、「新型コロナ禍における災害対策について」質問をさせていただきました。その後の避難所の災害対応の強化や、ハザードマップの修正、マイ・タイムラインの推進などの取り組みには感謝いたします。防災減災へつなげるため、これからも適切な対応をよろしくお願いいたします。

質問の直後、ある小学児童と話す機会があり「みんなで地球を守り、自然を守らないともっと大変なことになるよ」と語ると、「ハザードマップやタイムラインと地球

を守ることは何が関係あるの」との質問が返ってきました。さて、ここにいる皆さんが、もし先生ならどう説明されるでしょうか。

昨年末に政府が発表した「SDGsアクションプラン」の優先課題の一つは、子供への貧困対策や教育のデジタル・リモート化を進めるとともに、ESDと次世代へのSDGsの推進であります。今、コロナ禍を通して、学校教育とその環境のあり方が問われております。そして何より、子供たちに創造性と豊かな心を育む上では、ESDへの積極的な取り組みが重要と考えます。

改めて、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 木鉛昌夫君。

〔教育部長 木鉛昌夫君登壇〕

○教育部長（木鉛昌夫君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

ESD（持続可能な開発のための教育）に対する村の意向についてお尋ねをいただきました。

このことにつきましては、平成31年第1回定例会で松村議員の御質問に、当時の糸賀教育長が、ESDとは環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を、自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、課題の解決につながる、新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指して行う学習や活動であり、すなわち、持続可能な社会の創り手を育む教育と言え、美浦村教育研究会での手島先生の講演などを契機に、ESDについて認識を深め、ESDの理念を大切に、引き続き、美浦村教育振興基本計画に基づき、社会力を育む教育に取り組んでまいりたいとお答えをしております。

その年の5月に行われました、手島先生の「21世紀の社会と地域をつくる人間を育てる」という講演では、私たちの社会の現実について、「情報機器の発展により世界がつながり」「私たちの世界は大きく変化している」「この世界を後戻りさせることはできない」「そしてまだまだ変化は続きそうだ」「変化は加速度的に早くなりそうだ」「社会の持続可能性が危うくなっている」「日本だけではうまくやっいけない」という今の社会について考え、「よりよい世界を実現し続けるために」、今、世界で解決しなければならない課題とは、これからの時代にはどのように学校教育を進めていけばいいのだろうか、ということについて、学習をしたところでございます。

また、新学習指導要領が、令和2年度に小学校で、今年度から中学校で実施され、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられました。また、ESDの実践では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、学習者を中心とした主体的な学びの機会を充実し、共同的な学びを行うことが求められております。

これにより、様々な問題を「自分の問題」として行動する「実践する力の育成」を

目指すとともに、「持続可能な社会の構築」という観点を意識することにより、児童・生徒の価値観の変容を引き出すことができます。

本村におきましても、E S Dを効果的に推進するため、茨城県が定める学校教育指導方針に基づき作成いたしました、「令和3年度美浦村学校教育指導方針」に、「S D G sを意識した教育活動の充実」を掲げ、例えば、美浦中学校においては、3年生の総合的な学習の時間に、「これからの社会の在り方と自分」というテーマで探究活動を行うなど、E S Dの実施を学校全体として組織的に取り組むことを目指し、児童・生徒による発信と、学習成果の振り返りを適切に反映させる教育を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） 前向きかつすばらしい取組に、感謝と敬意を表します。これからも引き続きよろしくお願ひいたします。

「何かを学ぶためには、自分で体験する以上にいい方法はない」天才物理学者アインシュタインの名言であります。

今年3月、卒業を控えた高校3年生を対象としたある調査では、「進路選択において新型コロナウイルスの影響を受けたか」という質問に対し、65.1%が「影響を受けたと思う」と回答。「高校3年生の約3分の2がコロナ対応に悩み、将来の見通しに不安や不満を抱きながら進路選択を余儀なくされたと考えられる。コロナ禍中は高校生たちに、今までの『当たり前』を問い直し、『何のために学ぶのか』『何のための学校か』を考えさせる機会となり、その結果、学びに向かう力が増進する場合と、そうでない場合の二極化が生まれている」との識者の指摘があります。危機の時代を生きる学生たちは、今、いやが上にも、レジリエンス（困難を乗り越える力）を鍛える環境に置かされているのかもしれない。

教育の目的は何か、それは子供たちの幸福であり、その尊極なる生命を大切に育むことではないでしょうか。そのために、私たち大人は何ができるのか、あるべきか。危機の時代の今こそ、問い続けることが求められていると感じます。日々、子供たちを温かく照らす明かりでありたいと。

質問の最後に、「教育の本義は人間自身をつくることであり、知識を糧に無限の創造性、主体性を発揮しうる人間を育む作業といえる。したがって、知識の切り売りに終始するならば、本来の教育目的を達成することはできない。」「教育の原点は教師である。その人格こそが、教育という価値創造の根源である。ゆえに教師こそ、最大の教育環境となる」との箴言を御紹介し、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、防災対策について質問をさせていただきます。

本年5月20日に、内閣府にて「避難情報に関するガイドライン」の改定がなされ、本村のホームページにも早速ですね、「水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました」と、5月19日付けで掲載をされました。

これは、「令和元年度台風19号等による被害からの避難に関するワーキングチーム」からの提言が、令和2年12月にまとめられ、さらには「サブワーキングチーム」からの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正されたことによるものです。

資料の1を御覧ください。

「警戒レベルまでに必ず避難」ということで周知されておりますけれども、この「警戒レベル」というのは、あくまでも行政機関が出す防災情報のことで、大雨の状況によって、住民がどのような行動をとるべきかをわかりやすく整理したものです。

しかしながら、私たちがテレビやネット情報を得るときに、まず、気象庁の発表を目にします。氾濫注意情報・大雨警報・土砂災害警報という気象庁発表を目にしたときに、「自分はどのタイミングで避難準備をし、どのタイミングで避難をするのか」理解をする必要があります。

「警戒レベル3・4・5」の避難行動指示が変更となっておりますけれども、具体的にどのように変わったのかをお尋ねさせていただきます。

まず初めに、①行政から住民への警戒レベルごとの指示及び住民のとりべき行動を教えてください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の質問にお答えいたします。

避難情報に関するガイドラインが、令和3年5月20日に改定されました。主な変更点は、従来の「避難勧告」と「避難指示」の違いが分かりにくかったということから、警戒レベル4の「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に統一されたということでございます。それに伴いまして、本村の避難情報の発令及び村民の皆様方の行動基準も変更となりました。

警戒レベル3の「高齢者等避難」において、高齢者や障害のある方など、避難に時間がかかる方々に対しまして、危険な場所から避難することを求めることとなります。

警戒レベル4の「避難指示」におきましては、全ての人が危険な場所から避難することを求めることとなります。

警戒レベル5の「緊急安全確保」では、既に安全な避難が困難な状況を示すものとなりますので、警戒レベル4の「避難指示」の発令によって、全員が避難されるように、住民の皆様のご行動について、周知を行ってまいります。周知の方法につきましては、議員のおっしゃるとおり、美浦村のホームページでお知らせしているところであり、来月7月号の広報みほにおいても住民の皆様にお知らせする予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） とても「準備」「勧告」「指示」の細かかった指示がとてもスリムに整理をされたということが分かりました。

警戒レベル3では、高齢者等避難ということで、「障害を持たれていれる方」「お子様を抱えていらっしゃる方」「すぐには避難できないような方」が、このときには警戒レベル3で避難をする準備をして、できる人は避難所に行くという行動をスタートするという、この「3」がキーポイントですね。

警戒レベル4になりますと、避難指示ということで、全ての人が、危険とさらされる地域の方々が全て避難をするということに、今まで以上に行動を早めた周知方法になったということが、今の説明で理解をすることができました。

示された資料も、5月19日最新情報で示されたページの関連書類のダウンロード資料として提示していますので、どなたでも簡単に見ることができる資料ですね。ですので、多くの方々に見ていただけるのではと、期待をしているところです。

次に、②各災害の対象地域住民に対する周知方法をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の質問にお答えいたします。

いつ、どこで起こるかわからない災害については、日頃から防災・減災の備えが、非常に重要になってまいります。その中で、支援を必要とする人のため、自分の身は自分で守るために、住民の皆様に対しまして、迅速な情報伝達を心がけているところでございます。

周知の方法といたしまして、通常、避難情報の発令及び避難所開設のお知らせにつきましては、村内13カ所に設置しております屋外防災行政無線を中心に周知しております。また、本年度、新たに屋外防災行政無線2カ所の増設を予定しているところで

ございます。

その他、茨城県の防災情報システムを活用しまして、NHKデータ放送によりテレビ画面に避難情報等を表示させることにより、多くの村民の皆様へ情報を取得していただけるよう努めているところでございます。また、状況によっては、広報車による周知を行うとともに、災害が想定される場合には、対象エリアにお住まいの方々に対して、事前に戸別訪問し、避難情報をお知らせしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、防災無線が2カ所増設するという事をお示しいただきました。今までなかなか聞こえにくかったという住民の方々に、この2カ所が増えることで、またさらに周知力を高めることができるのかな、ということで期待をさせていただきます。現在よりも防災無線での発令を聞ける人が増えることは、喜ばしい情報だと思います。また、テレビ画面での避難情報表示も、多くの方々に周知されるので、大切な取り組みであると評価をいたします。また、防災メール等でもね、リンクしていると思いますので、多くの方に防災メールを毎月、広報紙等で防災メールの登録を推進されておりますので、またそういうところでも登録する方が増えれば、自分のスマホでも情報が得られるようになるので、これはとても前進している取り組みではないかなと思います。ただ、まだ停電等を考えると、スマホやラジオを活用して情報収集する人も多いかと思われますので、ぜひ、いろいろとリンクをさせた周知方法の拡大を、さらにお願いをしたいと思います。

資料3を御覧ください。これは資料2の裏面です。

「普段からどう行動をするか決めておきましょう」ということで、これはとても大切なことです。行政がいくら避難指示を促しても住民の意識が薄ければ、避難してもらえません。

そこで、必要不可欠なのが、個々人のマイ・タイムライン作成だと考えます。

資料4を御覧ください。

これは、茨城県河川協会で作成されたクリアファイルの裏側です。こちらにクリアファイルがございますが、これが各自治体に茨城県内配布されました。

関連するQRコードを貼り付け、知りたい情報が即見られるすばらしい啓発グッズですので、資料として提示させていただきましたが、即その場面に行くこのQRコードがすばらしいんですね。で、右上の作成支援動画QRコードを開くと、茨城県のホームページの防災対策マイ・タイムラインを作ろう（災害への備え、作成支援動画を見て作る）というページが開きます。そこには、「県内で、平成27年9月関東・東北豪雨では約4,200人、令和元年東日本台風では約330人の方が逃げ遅れて大きな被害に遭っているので、ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成を呼びかけてお

ります。『いつ、どのような行動をとればよいかを考え、平時から準備しておくことが大切である』と、赤字太文字で書かれておりまして、またさらには、大井川県知事から県民へのメッセージ動画もあり、マイ・タイムライン作成の大切さが伝わってくる場面でございます。

そこで、②マイ・タイムラインの推進をどのように取り組まれているか、以下の対象者、一般家庭向け・小中学生向け・障害者向け・外国人向けそれぞれ別々にお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の質問にお答えいたします。

台風等の災害時に被害に遭わないようにするためには、ハザードマップの確認や、マイ・タイムラインの作成など、いつ、どのような行動をとればよいかを考え、平時から準備しておくことが大切です。災害から身を守るためには、適切に避難することが重要であり、災害時の個人の防災行動計画（スケジュール表）であるマイ・タイムラインを事前に作っておくと、いざというときの避難に役立ちます。

マイ・タイムラインの作成推進につきましては、ホームページや広報みほで周知しているところでございます。また、生涯学習課の事業である美浦大学等の事業におきまして、各世代の方々に対しまして防災の講習を行ったり、小中学校を会場として行ってきております防災訓練の中でも、啓発普及ができればと考えております。

自ら避難することが困難である障害のある方に対しましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、一人一人に対する個別計画の作成を進めているところでございます。個別計画の情報を警察や消防に提供することについて御同意いただいた方への支援といたしまして、支援者、関係機関とで情報を共有し、災害時にはこの情報を迅速に活用できるよう、更新などの整備に努めております。

また、外国人に向けた防災対応につきましては、日本語があまり理解できない人も多数いると思われまますので、相談や情報提供には国際交流協会等と連携して、状況に応じた支援を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、美浦大学や避難行動要支援者避難支援計画及び国際交流協会の協力等を示されましたけれども、今現在なかなかできていない部分でも、今年度からどんどん強く推進していくようなね、内容のことも多くあるかと思えます。それは本当に担当課がいろいろと駆使して考えられたことだと思いますので、これは高く評価したいと思います。いろんな関連の方々も、確かに生活安全課でいろいろ使えればいいことなのでしょうけれども、いろんな接する方々の協力

をやっぱりいただく中で、より周知が早まるのかなと思いますので、この取り組みがまた、令和3年度も進みますことを期待をさせていただきます。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染防止対策で、小中学校会場での防災訓練が実施できておりませんので、この部分での多角的な働きかけが必要であろうかと考えます。

資料5の「6月の広報みほ」ですが、本当にタイムリーに載せていただいて、すばらしいなと思ったんですけども、今月の広報みほでの周知は適切な周知であって、また、ホームページと広報みほでスピード感ある周知をされたと評価をさせていただきます。

左側にありますQRコードですね、県のタイムライン作成手順につながるんですけども、これの画面を開きますと、「マイ・タイムラインとは何か」「どのように作るか」丁寧な説明がなされていて、作成例として、「基本例」「高齢者単身世帯」「乳幼児がいる世帯」「小学生向け」という4パターンが示されていて、自分はどのパターンでタイムラインを作ればいいかなというのが、一目瞭然で分かるようなものでございます。本当にありがたいなというふうに思います。小学生向けに関してはですね、平仮名が多く使っていて、小学生が自分でもそれを、そこを開くと自分でも作れるというような丁寧な配慮をされているものでしたので、これはぜひですね、学校のほうで即活用できるものですので、子供たちの安全行動の意識づけのためにですね、学校の現場で検討いただくことを提案させていただきますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。やっぱり、いろいろ高齢者の方を助けていただけるのは、小中学生のたくましい力が必要なんですね。ですので、そういう方への啓発を、ぜひ学校関係のほうも取り組んでいただけることを望んでおります。

また、警戒レベルの説明や自身の行動する流れを確認しておくところまでの情報が明記されていますので、広報みほを見られた方が「マイ・タイムライン」を作ってくれることを願います。私自身も今現在ですね、住民対話する中で、もうこのことは伝えさせていただいております。皆さん意外と見過ごされているので、ぜひここ見てということで、皆さんスマホ持たれてる方増えておりますので、もう、そこでもう即マイ・タイムラインが作れるというスピーディーなものになっておりますので、ぜひこの啓発は、私自身も力を入れていきたいと思っております。

ここで、再質問をさせていただきます。

障害者の方々に伺ったところ、「障害者調査は提出しているけれども、災害時避難のことはよく分からない」とのことでした。高齢者を含め避難行動要支援者に対して、今一度、災害時の自分たちの行動を確認しておくことの大切さを啓発できないか、お尋ねをさせていただきます。

また、外国人の方へは、国際交流協会の方の協力が得られれば心強いです。住民課のカウンターに、外国語のガイドブックがあります。そこに災害時の備えにマイ・タ

イムライン作成の資料を置いておくことはできないか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の質問にお答えいたします。

災害時に被害に遭わないようにするためには、いつ、どのような行動をとればよいか、平時から準備しておくことが大切であることを、広報等により広くお知らせしていくとともに、個別計画の更新の際にも分かりやすくお知らせできるようにしたいと思います。また、外国人向けにつきましては、今後研究していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁でもありましたように、要援護者、障害者の方や高齢者の方々でも、定期的に申請ごとで役場に来ているのをお見かけいたします。また、外国人の方も同様で、各課でできる啓発が、住民の命を守ることに繋がりますので、その都度意識づけしていただけたらと思っております。

次の質問ですが、現在、美浦村でもいろんな角度の災害協定を結び、有事に備えていることは承知してございますが、④避難所の企業連携はされているかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 吉田公一君。

〔経済建設部長 吉田公一君登壇〕

○経済建設部長（吉田公一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

避難スペースの確保という観点からは、企業連携はされておりましたが、避難所運営に要する物資の供給について、各種協定を締結し、連携を図っております。

具体的には、「避難所用段ボールベッド及びパーテーション等」については大和紙器株式会社と、「食料等生活必需物資等」については生活協同組合パルシステム茨城及び株式会社カスミと、「災害時におけるその他の物資等」についてはNPO法人コメリ災害対策センターと、「避難所情報等災害に係る情報発信等」についてはヤフー株式会社及びJ:COMと、それぞれ災害時応援協定を締結しており、災害に遭った際には、各企業の力をお借りしながら、災害を乗り越える備えをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 物資や情報提供に関する協定は、理解をさせていただきました。

避難所指定されている各小中学校は高台でありますので、高さは十分かと思うので

すが、そこまでたどり着くのが厳しく、避難する途中で避難できる建物があれば助かるケースも想定されるのではというのを考えて、今回、企業協力の質問をさせていただきました。さらなる検証がなされることを期待をさせていただきます。

最後に、村長にお尋ねをいたします。

私は常々、必要な人に必要な情報を届けることの困難さと、堅苦しい形での働きかけは、なかなか浸透されがたいことを痛感しています。

今回のように、「ガイドライン改定」——このガイドラインって何、っていうところからのスタートだと思います。正直——ガイドライン改訂したなど「変わった」ことを伝えるタイミングで、住民に意識を強くしていただく働きかけは効果があると考え、今回質問をさせていただきました。自分にとって必要、または大切であることを楽しく学ぶ働きかけをする柔軟な取り組みが、行政にも求められてきているように感じています。

美浦村ハザードマップを見ても、大型の風水害時は、旧道125号線より霞ヶ浦側の霞ヶ浦隣接地域は0.5メートルから3メートル浸水、安中小学校周りは3メートルから5メートル以上浸水想定されるエリアが、現実ございます。河川協会のクリアファイルに、「想定を超える豪雨は起こります」とここに書いてあるんですけどね。「想定を超える豪雨は起こります、早め早めの避難が大切です」と明記されております。

村長も住民の命を守ることは最優先に取り組んでいただいていると認識しているところでございますが、今後、住民への防災対策についての見解を伺わせていただきます。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、防災に対する——今、経済建設部長のほうから、村に対応できる、それぞれの防災の意識を持ったいろんな質問に対して答弁をさせていただきました。

起こることを想定しながら防災意識を持っていないと、ということで、議員もおっしゃる……分かっていると思うんですが、「生活環境課」というのが村にあったものを、「生活安全課」として今年4月からですね、稲敷広域消防のほうから専門職1人を1年前倒しで派遣していただいております。よその6市町は来年4月からなんですけど、美浦においては1年前倒しで人材派遣をお願いしてございます。そういう意味でも、少しは専門の職員ということで、役場の職員は何年間ごとに職場が変わりますけれども、そういう専門家がいることは、村にとっても心強い一つのあれかなというふうに思っております。

議員は防災士として資格を持ってる中で、美浦村のいろんなことを案じて質問してくださっているんだなというふうには思いますけれども、今までと違って、レベル4で避難勧告の部分がなくなって「指示」に統一されたということで、子供から高齢者、また、障害を持ってる方も含めて、自分のマイ・タイムラインはどのくらいの時間が

必要なかなという部分は、それぞれ、いろんなところに照らし合わせて余裕を持って避難をしていくということが、自分の生命を守るということに尽きるのではないのかなというふうに思っております。

水戸に气象台があるんですが、実はこの前、气象台の台長が、それぞれの市町村に自然災害が——茨城県に雨が降っても、なかなか洪水とまではいかないんですが、実は、上の栃木県のほうで降ると何時間後に、その雨量によって、利根川の支流の——この前は鬼怒川が氾濫をした経緯もあります。また、那珂川も氾濫をした経緯があります。茨城県の降雨量ではなく、要するに、分水嶺がある栃木県のほうですね、そちらのほうに降る雨で、時間差で下流に水が押し寄せて氾濫をするということが、もう事実上起きておりますので、その辺も踏まえて、茨城県にあんまり降ってないからではなく、他県で降ったものもあわせて情報としていただけるとありがたいですね、という話を、この前の水戸气象台のほうの台長さんとは話をしました。

そういうことも含めて、住民の生命の安全安心——本来であると、自然災害で今のお話はしたんですけども、実はもうね、東日本大震災のこと、それから、茨城県には東海原発もあります。そういう、原発に対する避難の部分もあわせて、自然災害とあわせてですね、どういう避難を準備すればいいかということは、これからも一つ課題になってくるのかなというふうに思います。自然災害以外のそういう原子力の避難についてもですね、住民の安全安心を守るために、いろんな方法を使って、避難の、また、できる範囲を築き上げていきたいというふうに考えております。

そういういろんな情報をいただける、また、防災士である議員のほうは、いろんな情報を持っておられると思いますので、その都度、そういう計画の中で提案をしていただけると幸いかなというふうに思っております。

ぜひこれからも、村執行部は住民のために一生懸命やりますけれども、議員の皆さんのお力をお借りして、避難所運営も含めて、住民の安全安心を守っていけるように考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 心強い答弁をいただけたと思います。原子力も含めて自然災害だけではなくて、というところで、本当に住民を思っの村長の考察が伺えたように思います。また、執行部だけではなく議会も、ということですので、まず執行部と議会からマイ・タイムラインの作成ができること、望めたらいいのかなというふうにも思っております。できる限りのことは今やっただいて、また1年前倒しで派遣をしていただいで専門家をね、両立していただいで、本当にスピーディーなこの4月以降、スピーディーになっているなというのは、本当に肌で感じます。本当にありがたい限りでございます。

先ほど村長もおっしゃられたと思うんですけども、本当に大切なことは、住民一人

一人が、「自分はいつ逃げるの」、「どこへ逃げるの」ということが分かって、そのための準備をしていくことが本当に大切だと思います。今回の警戒レベルの変更というのは、「逃げる準備を早くしておいて、行政の指示に即対応して逃げる」ためのものだと、私は思います。

マイ・タイムラインは、一度作れば終わりではないですね。自然環境が日々変化している中で、家族構成の変化、生活環境が変わったタイミングで、見直しはその都度必要になってくるものです。ましてや、現在のように密を避けなければいけないタイミングでの避難状況は、さらに見直しが必要と思われます。

県でも国の内閣広報室情報等とリンクをさせて、防災・危機管理に力を入れているところがございますが、講座等に参加しなくても容易に作成できる——これは新しいですね、「Web版マイ・タイムライン」の構築もされているんです。実はそこから、もうクリックしていくと、どんどんどんどん下へ行くと、Web版マイ・タイムラインの仕方も出てきますので、ぜひこれは、講座に来られない方、また、防災メールとかお持ちの方、ぜひ、Web版マイ・タイムラインをね、クリックしていただいて、自分のタイムラインをどうやって作るのかなって。今今ではないかもしれないけど、どういうものかなって、まず、どういうものか知っていただくところから、周知のほうで力を入れていただけたらいいのかなと思います。

自然災害は昔から周期的に発生しておりますので、私たちは常に災害と災害の間を生きているというふうになると思います。「次の災害は来る」という視点に立つと、必然的に「準備」が大切ということ、過去の歴史から学んできました。ましてや、風水害は、ある程度気象庁もね、本当に努力をして、早く情報を流していただけているので、早ければ3日前から、2日前からというところで、自分のところに来るんじゃないかっていう、もう事前準備ができる期間に、もう周知をしていただけていることです。地震と違ってね。ですので、準備は十分できますので、災害は備えることで減災が可能となってくると思いますので、広域避難計画では可能となってくると思います。

ちょっと角度を変えますとね、美浦村が多分大丈夫だったとしても、広域避難計画の中では美浦村に、例えば、河内町の方とか、以前に福島県の方、そういう広い広域避難を受け入れることがあるかと思います。ですので、避難をされるエリアと風水害の避難に遭わない地域がありますよね。風水害に遭わない地域の方は、自分が何をやるのかってなったときに、他地域から受け入れたその避難者を助けられるようなね、行動をとることも考えていただけるといいのかなというふうに思うものですから、ここでちょっと示させていただくんですけれども。風水害の避難を受けない地域の方々の協力が必要になる可能性もあると思いますので、そのような情報も相対的に理解してもらうためには、そういう広域避難計画のことも、ある程度住民に周知していくことも必要となってくるとかなと思いますので、その部分も推進していただきたいこと

を願っております。

まずは、先ほどの部長答弁で、タイムラインの記事を7月の広報紙に載せてくれるとのことですので、6月、7月と続けて広報紙に載せていただきますので、この防災関係のことがね、どれだけ住民の意識が変わるか楽しみにさせていただいております。

これからも全てにおいて「万全な備え」で、住民の安心安全のために取り組んでいただきたいことを念願して、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第18号 美浦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第19号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第20号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第21号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第22号 財産の取得について（防災行政無線）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第23号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第24号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 塚本光司君。

〔厚生文教委員長 塚本光司君登壇〕

○厚生文教委員長（塚本光司君） 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書の審査の結果を、御報告申し上げます。

厚生文教委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、6月9日水曜日、午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 茨城県医療労働組合連合会執行委員長 後藤朋子氏、紹介議員は岡沢 清議員です。

請願内容は、現在の医療体制における切実な問題を訴えており、コロナ禍において、さらにその度合いが増していることから、賛成とする意見が多く出され、全会一致で採択と決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本請願に対する委員長の報告は、採択することです。
本請願は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-
- 議長（下村 宏君） 日程第10 請願第2号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務経済委員長 小泉輝忠君。

〔総務経済委員長 小泉輝忠君登壇〕

- 総務経済委員長（小泉輝忠君） 請願第2号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書の審査の結果を、御報告申し上げます。

総務経済委員会は、今定例会において、当委員会に付託されたました請願第2号を審査するため、6月9日水曜日、午前10時より当委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者 茨城県労働組合総連合 議長 白石勝巳氏です。

紹介議員は、岡沢 清議員です。

本請願の趣旨は、労働者のための賃上げを求めるものであり、賛成とする意見と趣旨は理解できるが、新型コロナウイルス感染拡大が続いている状況を鑑み反対とする意見が出され、決により、反対多数で不採択と決しました。

当委員会に対しまして、各議員におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

- 議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本採決は、挙手によって行います。

請願に対する委員長の報告は、不採択です。

この請願に対して採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手少数です。

よって、この請願は不採択とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 発委第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

厚生文教委員長 塚本光司君。

〔厚生文教委員長 塚本光司君登壇〕

○厚生文教委員長（塚本光司君） 発委第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、提案理由の説明は、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきますと思います。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請します。

記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月16日

茨城県美浦村議会

(提出先) 内閣総理大臣，厚生労働大臣，財務大臣，総務大臣

以上でございます。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(下村 宏君) 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付すること

に決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下村 宏

美浦村議会副議長 小泉 嘉忠

署名議員 塚本 光司

署名議員 岡沢 清

署名議員 山崎 幸子